

市職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和 7 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)前年度 の人件費率
6 年度	人 194,313	千円 113,268,794	千円 1,962,986	千円 18,277,748	% 16.1	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり 給与費
		給 料	職 員 手 当	期末勤勉手当	計 B		
6 年度	人 1,800	千円 6,908,085	千円 1,360,076	2,791,630	千円 11,059,791	千円 6,144	千円 —

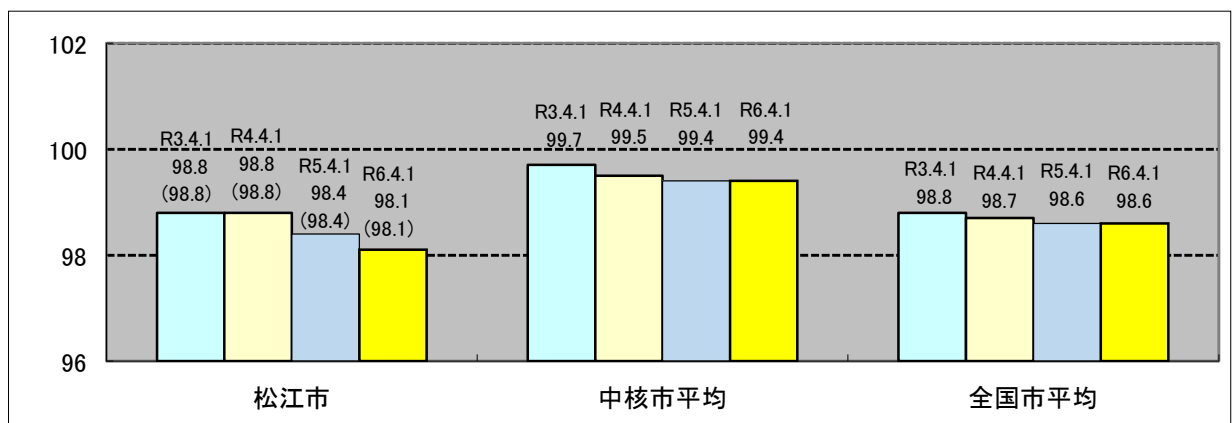
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和 6 年 4 月 1 日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

4 中核市平均一人当たり給与費については、総務省より公表されてから掲載する予定です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準

に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 中核市平均及び全国市平均のラスパイレス指数は、当該団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
	松江市は人事委員会を設置していません				%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
	松江市は人事委員会を設置していません				月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

☒ 実施 ☐ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年3月24日

(内容) 行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえて改正。

また、水準引き下げの激変緩和のため、国に準じて平成30年3月31日までの間、経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、国の給料表の改正内容を踏まえて改正。

②地域手当の見直し 本市は支給対象外地域のため該当なし

③その他の見直し内容

その他の手当についても、国の改正内容に準じて見直しを実施。

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松江市	42.8 歳	328,281 円	398,405 円	353,840 円
島根県	41.9 歳	325,390 円	395,981 円	352,087 円
国	—	—	—	—
中核市	—	—	—	—

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
松江市	47.1 歳	23 人	276,748 円	305,715 円	288,765 円	—	—	—	—
うち給食調理員	48.3 歳	19 人	274,432 円	291,415 円	283,137 円	—	—	—	—
うち校務技師	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち自動車運転士	53.6 歳	4 人	287,750 円	373,644 円	315,500 円	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中核市	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
松江市	4,915,510 円	—	—
うち給食調理員	4,777,459 円	—	—
うち校務技師	—	—	—
うち自動車運転士	5,559,066 円	—	—

(注) 1 年収ベースの「公務員 (C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当、年間賞与の額を加えた試算値です。

2 国、中核市、民間の数値は、総務省より公表されてから掲載する予定です。

③消防職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松江市	37.8 歳	326,102 円	401,756 円	352,711 円
中核市	—	—	—	—

④高等学校教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
松江市	49.3 歳	374,291 円	411,820 円
島根県	46.7 歳	390,390 円	439,258 円
中核市	—	—	—

⑤幼稚園教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
松江市	40.2 歳	324,942 円	375,019 円
中核市	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 7 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当などを除いたもの）で算出しています。

3 国、中核市、民間の数値は、総務省より公表されてから掲載する予定です。

(2) 職員の初任給の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		松 江 市	島 根 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,983 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,840 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	—	—
消 防 職	大 学 卒	245,800 円	—	—
	高 校 卒	211,600 円	—	—
教 育 職 (高等学校)	大 学 卒	246,300 円	247,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	277,431 円	360,629 円	388,625 円	398,158 円
	高 校 卒	251,780 円	※333,950 円	371,900 円	392,475 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職 (高等学校)	大 学 卒	—	—	—	※433,992 円
	高 校 卒	—	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	297,700 円	※365,020 円	※383,638 円	—
	高 校 卒	286,650 円	※328,667 円	※359,186 円	—

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

2 ※印は、当該階層の職員が 3 人以下のため近似の階層の職員を含めた平均額です。なお、近似の階層にも該当がない場合は「—」としています。

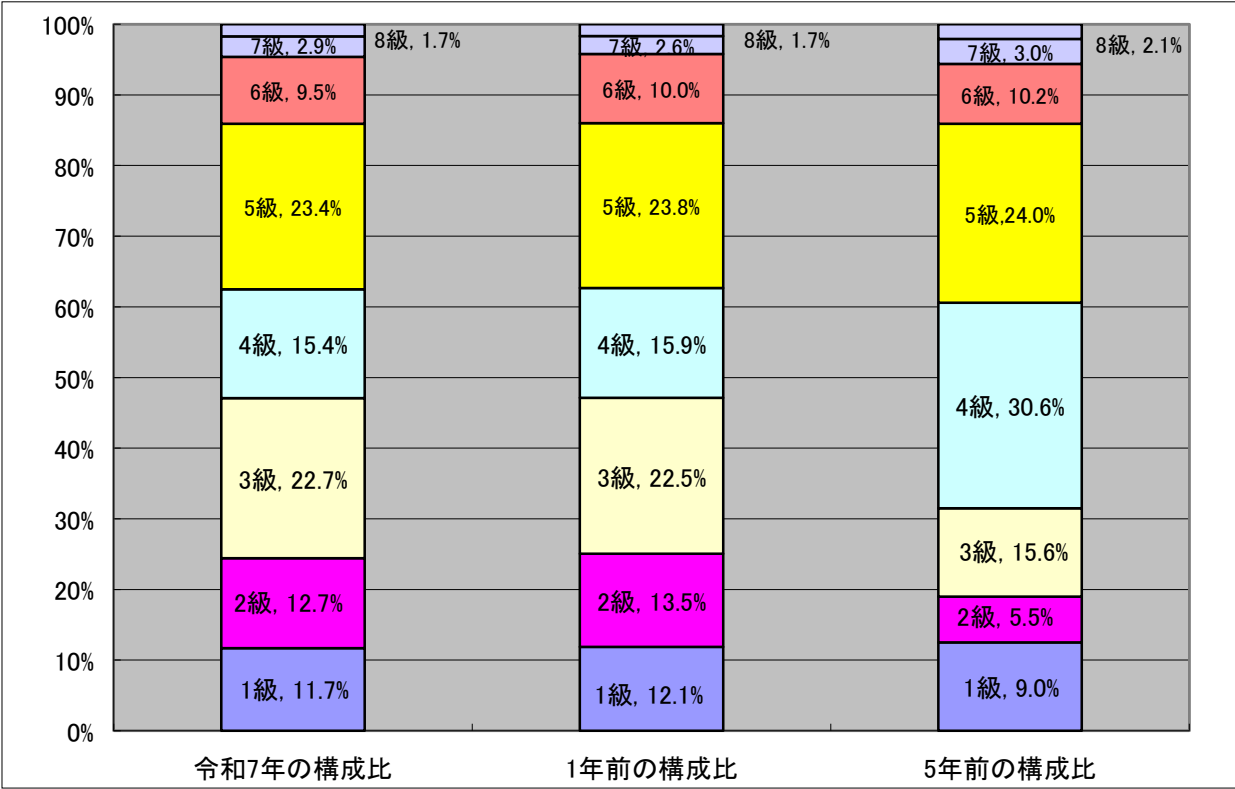
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	133 人	11.7%	183,500 円	258,100 円
2 級	主任主事	144 人	12.7%	230,000 円	308,500 円
3 級	副主任	258 人	22.7%	265,300 円	354,700 円
4 級	主任	175 人	15.4%	298,800 円	386,100 円
5 級	課長補佐、主幹、係長	266 人	23.4%	321,300 円	398,200 円

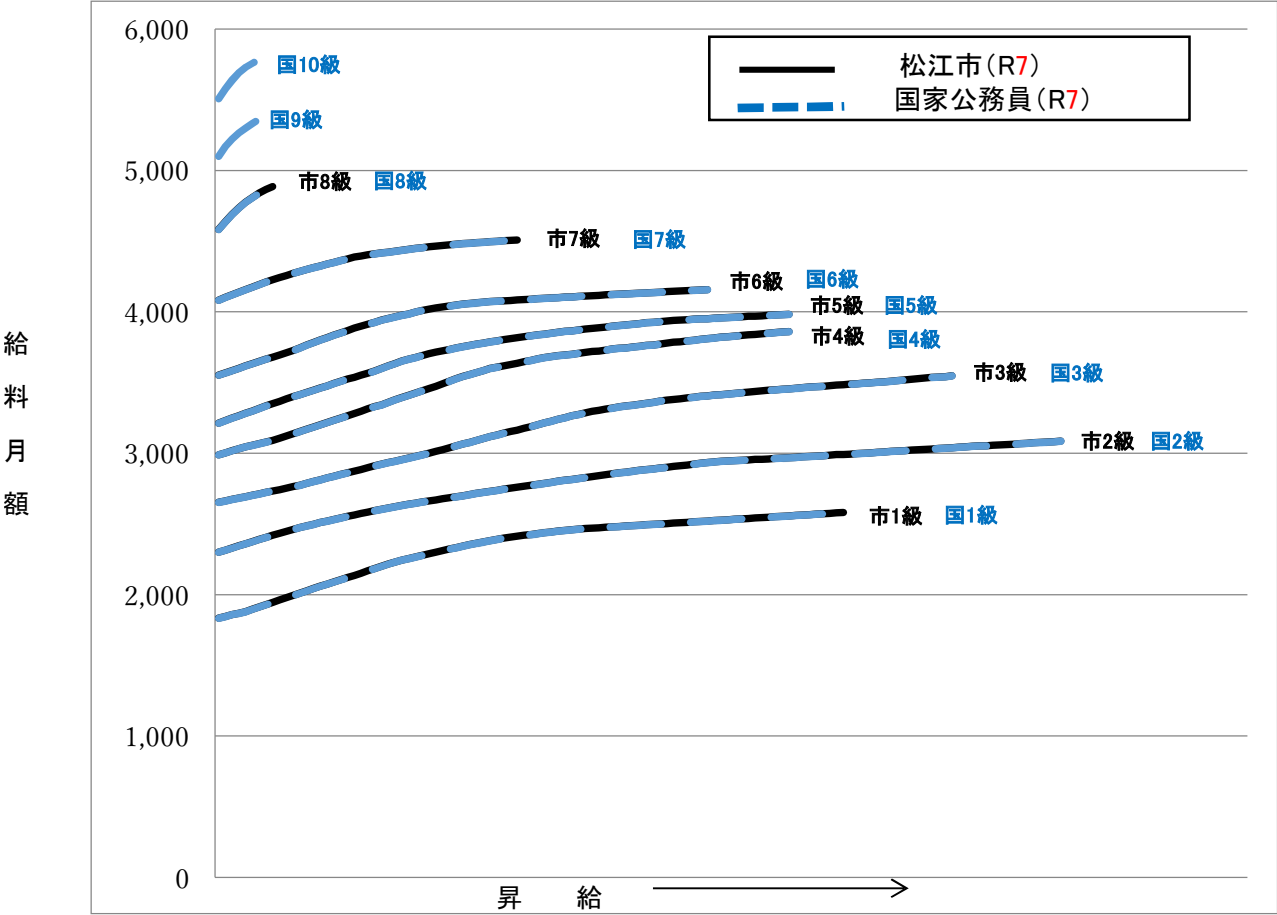
6 級	課長	108 人	9.5%	355,200 円	415,700 円
7 級	次長	33 人	2.9%	408,300 円	450,900 円
8 級	部長	19 人	1.7%	458,300 円	488,500 円

- (注) 1 「職員数」は、松江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務内容です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

（百円）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（松江市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 江 市	島 根 県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,517 千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,618 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.25) 月分 (1.05) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（松江市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

松 江 市			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・応募認定
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率 2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）		
1 人当たり平均支給額					
3,157 千円		21,452 千円			

- (注) 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			3,540 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			589,998 円
支給対象地域又は対象者	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	3 人	20 %
京都市	9 %	1 人	9 %
医療職給料表(1) の適用を受ける職員	16 %	0 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）				19,014 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）				45,380 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）				23.3%
手当の種類（手当数）				29
手当の名称	主な 支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 6 年度決算)	左記職員に対 する支給単価
税務手当	税務担当課職員	市税賦課徴収のため、臨宅して、 調査、検査、納付の督促に従事した 場合	197 千円	日額 200 円 ～350 円

防疫等作業 手当	感染症防疫 従事職員	(1)感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項、第28条第2項および第29条第2項に規定する業務に従事したとき (2)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで、第7項、第8項及び第9項に規定する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事したとき ((4)に掲げる場合を除く) (3)職員が家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病のうち、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭疽(そ)、ブルセラ病、結核病、鼻疽、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに市長がこれらに相当すると認める家畜の伝染性疾病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事したとき。 (4)保健所に勤務する保健師の資格を有する職員が次に掲げる結核患者の療養指導に従事したとき。 ①感染症法第26条の規定により準用する同法第19条又は第20条の規定に基づく勧告又は入院の措置を受けた結核患者が退院を認められた後に行う療養指導 ②感染症法第26条の規定により準用する同法第19条第1項の規定に基づく勧告の必要がないと認められた結核患者に対する療養指導 (5)新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を受け入れている病院等において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき。	29 千円	(1)～(4) 日額 290 円 ～740 円 (5) 日額 3,000 円 ～4,000 円
-------------	---------------	---	-------	---

保健指導 手当	保健師	結核患者等の家庭を訪問し、保健指導に従事した場合	29 千円	日額 250 円
保険料賦課 徴収手当	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険担当課職員	国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督促に従事した場合	5 千円	日額 200 円 ～350 円
行旅死病人 業務手当	行旅死病人業務従事職員	旅行死亡人、病人を取り扱った場合	3 千円	1 回 2,500 円 ～5,000 円
福祉業務 手当	福祉事務所職員	福祉事務所職員で、生活保護法による保護業務に従事した場合	2,028 千円	日額 350 円
		上記以外により臨宅して、調査、指導の現業事務に従事した場合	10 千円	日額 250 円
清掃業務 手当	廃棄物処理業務従事職員	廃棄物処理（犬猫死体処理を除く）及びねずみ、害虫等の駆除作業に従事した場合	251 千円	日額 300 円
典礼作業 手当	典礼職員	典礼の現場作業に従事した場合	0 千円	日額 350 円
特殊作業 用車乗務 手当	特殊作業用車運転手	特殊作業用車の運転作業に従事した場合	6 千円	日額 120 円 ～220 円
危険作業 手当	廃棄物処理業務従事職員	ごみ焼却工場等において、焼却炉内等の灰出し等の危険作業に従事した場合	0 千円	1 時間 300 円
使用料等 徴収手当	使用料等徴収担当課職員	滞納に係る市営住宅家賃、受益者負担金等の臨宅徴収に従事した場合	0 千円	日額 350 円
滞納処分 従事手当	市税、保険料徴収担当課職員	市税、国民健康保険料に係る差し押さえ等の滞納処分に従事した場合	316 千円	1 件 400 円
用地交渉 手当	公共工事担当課職員	公共用地の取得等のために、土地所有者等と行う用地交渉等で市長が著しく困難であると認めるものに従事した場合	83 千円	日額 400 円
高所・地下 業務手当	高層建築物監督、検査等業務従事職員	地上 10m 以上又は地下 4 メートル以上の深所で行う業務に従事した場合	0 千円	日額 350 円

災害応急作業等手当	災害応急作業等従事職員	豪雨等異常な事前現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある市が管理する河川、道路その他の公共土木施設で作業に従事したとき	69 千円	日額 710 円 ～1,080 円 夜間および著しく危険な場所での作業の場合はそれぞれ加算あり
教員特殊業務手当	高等学校教育職員	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務、生徒の緊急の補導業務、週休日等に行われる対外運動競技、部活動等の指導業務に従事した場合	1,843 千円	日額 1,200 円 ～6,400 円
教育業務連絡指導手当	高等学校教育職員	市立の高等学校の教諭のうち、その職務が困難であるとして総務主任、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事が当該職務に従事した場合	367 千円	日額 200 円
犬猫等処理手当	犬猫等死体処理作業従事職員	犬猫等死体の処理作業に従事した場合	0 千円	1 件 220 円
消防機関員手当	消防職員	消防吏員で機関員として従事した場合	1,092 千円	1 当務 150 円 ～200 円
災害出動手当	消防職員	消防吏員で水火災及びその他の災害に出動した場合	445 千円	1 回 200 円
救急出場手当	消防職員	消防吏員で救急業務のため出場した場合	12,128 千円	1 回 150 円 ～510 円
医師手当	医師の資格を有する職員	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務に従事した場合	0 千円	1 月 9 万円 以内
有害物取扱手当	保健所に勤務する職員	試験、研究又は検査のため毒物及び劇物取締法第 2 条に規定する毒物又は劇物あるいは労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤有害物を取り扱う作業に 1 時間以上従事したとき	0 千円	日額 420 円

狂 犬 病 予 防 作 業 等 従事手当	保健所に 勤務する職員	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づく作業で、次に掲げるものに従事したとき (1)狂犬病予防法第 5 条又は第 13 条に規定する予防注射 (2)同法第 6 条又は第 18 条に規定する捕獲、抑留又は処分 (3)同法第 8 条に規定する診断又は死体の検案 (4)同法第 9 条に規定する隔離又は殺処分 (5)同法第 12 条又は第 14 条に規定する死体の検査、死体の解剖又は殺処分 (6)同法第 13 条に規定する検診 (7)動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条、第 36 条又は第 40 条に規定する犬又は猫の引取り、収容又は殺処分 (8)島根県動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条に規定する捕獲又は処分	7 千円	日額 370 円 犬の捕獲及び犬若しくは猫の収容又は殺処分の作業に従事したとき:犬 1 頭又は猫 1 匹につき 60 円を加算
-------------------------------------	------------------------	--	-------------	---

環境衛生 検査業務 従事手当	公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定、廃棄物処理施設の立入検査等従事職員	(1)大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び島根県公害防止条例に定める公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定の業務(帳簿若しくは書類のみに係る立入検査又は採取現地以外の場所において行う検体の測定の業務を除く。)に従事したとき (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は次に掲げる産業廃棄物の処理施設の立入検査(帳簿又は書類のみに係る立入検査を除く。)に従事したとき ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 ⑥動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。) ⑦動物の死体(畜産農業に係るものに限る。) (3)浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づく立入検査(帳簿又は書類のみに係る立入検査を除く。)に従事したとき	11 千円	日額 320 円 市長が認める検体の採取の作業を伴うときは 180 円を加算
衛生検査 業務従事 手当	保健所に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査又は寄生虫学的検査に従事したとき	19 千円	日額 370 円
と畜解体 検査業務 従事手当	保健所に勤務する職員	保健所に勤務すると畜検査員である職員がと畜場法第 14 条に規定する検査業務に従事したとき	0 千円	日額 420 円

精 神 保 健 業務手当	保健所に 勤務する職員	次に掲げる業務で精神障害者と 接して行うものに従事したとき (1)精神障害者の診療、看護、相談 又は指導 (2)精神障害者の移送その他これ に準ずるものとして市長が認め る業務又は精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律の規定に 基づく調査若しくは診察の立会 い	80 千円	日額 420 円 ～630 円
放 射 線 取 扱 業 務 等 従事手当	保健所に 勤務する職員	放射線の照射(撮影を含む。)その 他市長が認める業務に従事した とき	0 千円	日額 370 円 診療放射線 技術者： 1,340 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	655,456 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	384 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	685,752 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	393 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 6 年度)	支給職員 1 人 当たり平均支 給年額 (令和 6 年度)
扶養 手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000 円 子（1 人当たり）11,500 円 父母等 6,500 円 特定期間（満 16 歳年度初めか ら満 22 歳年度末）の子の加算 5,000 円 ただし、配偶者の支給額は、行 政職給料表 8 級職員は支給しな い。また、父母等の支給額は、 行政職給料表 8 級職員にあって は、3,500 円とする。	同じ		198,667 千円	224,229 円

住居手当	住宅を借りて月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給 借家居住者 ・月額 27,000 円以下の家賃 家賃－16,000 円 ・月額 27,000 円を超える家賃 (家賃－27,000 円) × 1/2 ＋11,000 円 最高支給限度額 29,500 円	異なる	借家居住者の最高支給限度額	153,105 千円	265,346 円
通勤手当	通勤のため交通機関を使用又は交通用具を利用する場合に支給 (ただし、通勤距離が 2km 未満の場合を除く) 交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2km～30 km 以上 2,000 円～31,600 円	同じ		119,104 千円	69,367 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 30,000 円＋配偶者の住居との間の交通距離に応じた加算額 (5,000 円～70,000 円)	異なる	交通距離に応じた加算額のうち、300km 未満の距離区分及び加算額	2,704 千円	676,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 94,000 円 次長級 70,800 円 課長級 33,200 円～58,200 円		国は俸給の特別調整額として支給 (33,200 ～ 117,500 円)	140,761 千円	707,344 円
初任給調整手当	医師、獣医師等採用による欠員の補充が困難であると認められる職に支給 月額 2,000 円～308,600 円		支給対象及び支給額	2,517 千円	629,250 円
休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末年始の休日）において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給	異なる	勤務 1 時間当たりの給料額の算出方法	72,614 千円	135,222 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給	異なる	勤務 1 時間当たりの給料額の算出方法	2,610 千円	163,107 円

宿日直 手当	宿日直を命ぜられた職員に対して支給（時間外勤務手当、休日勤務手当は支給されない） 一般の宿日直 4,200 円 施設の宿日直 5,900 円	同じ		0 千円	0 円
管理 職員 特別 勤務 手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営上の必要により、週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 勤務 1 回につき 3,000 円～10,000 円 ※ 勤務時間が 6 時間を超える場合は、上記金額に 150/100 を乗じた額を支給。	異なる	国は、 4,000 円～ 12,000 円 ／回	8,409 千円	50,657 円
義務教育等教員特別 手当	市立の高等学校に勤務する教育職員に対して、20,200 円を超えない範囲で、職務の級及び号給に応じて支給			2,257 千円	60,991 円
災害 派遣 手当	災害対策基本法に規定する災害応急対策又は災害復旧のために他の公共団体等から派遣された職員に支給 1 日につき 3,970 円～6,620 円			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長 副市長	1,073,000 円 874,000 円	(参考) 中核市における最高／最低額		
			—		
報 酬	議 長 副議長 議 員	611,000 円 527,000 円 497,000 円	—		
期 末 手 当	市 長 副市長	(令和 6 年度支給割合) 6 月期 1.70 月分 12 月期 1.75 月分 計 3.45 月分			
	議 長 副議長 議 員	(令和 6 年度支給割合) 6 月期 1.70 月分 12 月期 1.75 月分 計 3.45 月分			
退職 手当	市 長 副市長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	
		107.3 万円×在職月数×37.3／100 87.4 万円×在職月数×24.4／100	1921.1 万円 1023.6 万円	任期毎	

(注) 1 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。